

高等学校における聴覚障害生徒支援についての一考察

－ 京都府立山城高等学校での聴覚障害教育より －

本庄良一

(京都府立聾学校 京都府聴覚支援センター)

西岡加名恵

(京都大学大学院教育学研究科)

玉村公二彦

(奈良教育大学 教職開発講座 (教職大学院))

**A consideration on the support for high school students with hearing disability:
Special needs education system for students with hearing impairments in Kyoto
prefectural Yamashiro Senior High School**

Yoshikazu HONJO

(Kyoto prefectural school for the deaf, Auditory Support Center)

Kanae NISHIOKA

(School of Education, Kyoto University)

Kunihiko TAMAMURA

(School of Professional Development in Education, Nara University of Education)

要旨： 今日、京都府の特別支援教育では、高等学校支援を重点のひとつとして、特別支援学校をはじめとする関係機関との連携の下、各校の支援体制整備に取り組んでいる。また、高等学校モデル校の取り組みを生かして通級指導も視野に入れた発達障害等を有する生徒等への理解と支援をすすめている。

聴覚に障害を有する生徒（以下「聴障生」）への教育支援体制の整備は、京都府立山城高等学校（以下「山城高校」）において約半世紀前よりその取り組みがはじまり、今日まで100名を超える生徒を送り出してきた。この教育支援体制が今後の特別支援教育の中にどう位置づけられるのか、これまでの実践をまとめ、高等学校における聴覚障害生徒支援についての展望についての考察を行った。

キーワード： 聴覚障害教育 education for students with hearing disability
高等学校における特別支援教育 special needs education in high school
聴覚障害 hearing impairments

1. はじめに

2006年国連総会で採択された「障害者権利条約」では、特に、定義の条項において、「言語」「コミュニケーション」の項目が設定され、その中に手話やコミュニケーション保障を位置づけていることなどが注目され、聴覚障害などにかかわる手話やコミュニケーション、要約筆記などに特段の留意を促すものとなった（玉村 2006）。障害者権利条約では、コミュニケーションやアクセスなど、障害者の固有のニーズを保障するための特別な支援や「合理的配慮」の措置を求めている。さらに、障害者権利条約24条の教育の条項等において、社会政策としてコミュニケーションの自由を確保する方策とともに、聴覚障害に考慮した特別な教育的な支援を要請している（玉村 2007）。

ところで、聴覚障害の様態は多様であり、コミュニケーションや教育の保障はそれぞれのニーズに即したものとなっていく必要がある。学校教育においても、インクルーシブ教育システムの充実とともに、聴覚障害の特別支援学校などの固有の役割がある。このような多様な教育的ニーズに即した教育の取り組みのモデルを構築していく必要がある。本稿で取り上げる、京都府では、聾学校だけでなく、小中学校難聴学級の設置、そして、後期中等教育段階の高等学校における聴覚障害教育の歴史的な積み上げがあった。とくに、通常の高等学校における青年期における聴覚障害生徒への取り組みについては、1970年代から行われており（佐瀬 1975、青木・清水 1976）、その発展と到達点は重要な意味を持つ（本庄 2008）。本稿では、京都府の高等学校段階での聴覚障害生徒（以下、「聴障生」とする）の支援の経緯とその内容について示していきたい。

2. 京都府立山城高等学校における聴覚障害教育の発足

1960年代末、京都市内に小中学校難聴学級が設置された。その数年後の1971(昭和46)年より、京都府立山城高等学校(以下、山城高校とする)は、聴障生の教育支援につとめてきた。難聴学級のような特設の学級を設けず、聴障生は障害に伴う困難を軽減・克服するための支援・指導の下で、学習や部活動など全ての学校生活を健聴の生徒(以下、「健聴生」と称す)と共に過ごし、個々のニーズに応じて課外活動時間の相談・支援を受けている。これは聾学校や難聴学級、通級指導教室等の義務教育での教育成果をふまえ、社会に出る手前の高等学校として、実践をとおして整えられてきた教育支援の形態である。

「中学校まで整備された難聴学級を高等学校まで広げたい」という保護者のニーズに応え、聾学校と一般の高等学校以外のもう一つの選択肢として山城高校の聴覚障害教育は誕生した。当時の記録によると「進捗具合での対応で、固定的な制度を性急に決めず、高等学校での支援を歩みながら考えよう」という基本方針を掲げ、以後の整備について弾力的な運用・改善が可能なものでもあった。教育支援のニーズがなくなれば発展的に解消される可能性もある中で、開始から今日にわたり聴覚障害生徒の入学が続き、一定の教育支援のスタイルができあがっている。それは今日の特別支援教育の基本理念に合致し、聴障生だけでなく全ての生徒にとっても大きな教育的意義を持つものとなってきた。

3. 聴覚障害教育の指導方針

山城高校の聴覚障害教育の指導方針は概ね以下のとおりである。

(1) 自己の障害認識に基づく支援の推進

聴障生個々の障害の状態・特性等に応じた必要な支援の下、聴障生自身が自己の障害認識を深め、さらに健聴生徒とともに包括的な理解をすすめる支援を推進し、生涯にわたって学び続けるための意欲と学力の伸長に努めるとともに、自立し社会参加する資質や能力を養う。

(2) 生徒・教職員・保護者への理解啓発指導の推進

聴障生を含む全ての生徒の社会性を養い、日常の交流に加えて、相互理解に基づく好ましい人間関係を確立するための教育活動を、学校教育全体の中に位置付け、計画的に行うと共に、教職員や保護者等の聴覚障害教育についての理解と認識を深める。

(3) 聴覚障害教育関係機関との連携の推進

他の公私立を問わず高校への聴障教育へのサポート支援及び具体的援助と、聾学校をはじめとする学校間の交流並びに関係諸機関との連携を図り、適切な進路指導の充実に努める。

4. 聴覚障害教育の概要

(1) 山城高校への入学について

1976年当時の府立高校は総合選抜制により決められた通学区域内の高校に入学することになっていた。そのため山城高校に入学を希望する聴障生は、特別事情具申による出願により、身体障害者手帳6級相当程度から2級の障害があると判断された場合に通学区域内外に関わらず山城高校入学が認められた。聴障生の入学者特別枠が設置され別途選抜が行われるのではなく、選抜基準は一般の生徒と同一で、受検に際しての注意事項の文書伝達やリスニングテスト代替措置等の聴覚障害による困難性に伴う不利益がないように配慮された。

このようなしくみの中で1971(昭和46)年から2016(平成28)年まで毎年入学生があり、136名の聴障生が卒業している。その出身中学校をみると、中学校難聴学級、地域の中学校通常学級、聾学校中学部、特別支援学校中学部(当時は養護学校)など幅広い校種からの入学希望者がいることが伺える。

(2) 校内組織について

山城高校では各学年・分掌と並列した形で「聴覚障害教育部」を設けるとともに、聴覚障害指導室が設置され、専任担当教員を配置して、聴力・補聴器管理から、読話への配慮や手話の活用等のあらゆるコミュニケーション支援にいたる指導がなされ、校内での聴障生支援をコーディネートしている。全校的な連携を図るため各学年や校務分掌担当による全校支援連携会議を設置している。現在は聴覚障害以外のニーズを有する生徒への支援も含む「聴覚障害教育・支援教育部」と名称が改称され担当教員数も増員されている。

教職員には聾学校や難聴学級等での指導経験を有する者は少なく、聴障生とのコミュニケーションスキルは日々の実践の中で培われていく。聴障生を含めたクラス全体の指導は、学級担任や教科担当者にとって負担となる場合もある。そのため聴覚障害教育部より個々の生徒とのコミュニケーション上のポイント等を説明すると共に、日常の指導場面での課題に対応してきている。資料1として、教職員向けのオリエンテーションの内容概要の一部を示す。

(3) 具体的な支援内容について

聴障生は学習・部活動等の学校生活に際して、個々のニーズに応じた支援を受ける。そこには聴障生自身が不自由さを実感し、「知りたい」「わかりたい」という自覚を持って、様々な方法での支援を求め解決していく過程が重要とされる。このことを山城高校では「きこえの保障」と称しているが、具体的な内容を以下に示す。

(i)聴力・補聴器管理

山城高校には聴障生への集団・個別指導のための、聴覚障害指導室に聴力検査・補聴器特性試験装置等の必要な機器類が整備され、より良く聞くための聴覚管理や補聴器装用指導が行うことができる。指導においては、医療機関や聾学校等の専門機関との連携をすすめている。

資料1. 教員向けオリエンテーションの内容

教職員向けオリエンテーションの内容の概要（オリエンテーション資料より抜粋）

聴障生のコミュニケーション状況は、聴力・失聴年齢・教育歴・家庭環境・本人の冷覚や個性等の要因により非常に多様ですが、山城高校では便宜上2つに分けて表しています。指導に於いて留意事項を参考にしてください。

聴覚活用状況Ⅰ

- ・補聴器をよく活用し、対面した会話は比較的容易（電話可能）。
- ・騒音下や話し手が離れたり、不特定多数になると途端に話が聞き取りにくい。

聴覚活用状況Ⅱ

- ・もつぱら口形の読み取り（読話）により話を理解する。
- ・会話聴取上、補聴器はあまり活用できず、FM補聴器の効果は少ない。

聴覚活用状況Ⅰ・Ⅱ 共通留意事項

- ・筆談なしで1対1で会話する（授業にのぞむ前に必ず面談を行う）
- ・授業中の話者を明確にすること（呼名・指差し・挙手・起立等）
- ・質問しやすい雰囲気作りをすること（聞き返しのチャンスを与える）
- ※「訊くこと」をためらう雰囲気を絶対に作らない

聴覚活用状況Ⅰ 留意事項

- ・教室内の騒音・反響を抑える。
- ・FM補聴器の効果を確認し、授業のあらゆる場面で活用する。
- ・通常の補聴器を使用する際には2m以内の場所で聞かせる。
- ・一般に読話が苦手で、音声聞き取りにくいと非常に不便を感じる。

聴覚活用状況Ⅱ 留意事項

- ・絵師との顔を見て話しかけ、読話可能な状況かどうか意識する。
- ・口形が読み取りやすいよう、大きくはっきりと話しかける。
- （※大きく→明確な音声・はっきり→明確な話の内容）
- ・理解確認を徹底し、指差し・板書の多様等を配慮する。
- ・読話で曖昧な情報を類推して理解するため、要点の確認が必要である。

(ii)学習におけるきこえの保障

聴障生が健聴生と共に教科学習を進める基本は、授業内容を確認しながら学習する「予習・確認型学習」である。聴覚障害教育部では各教科担任が必要な情報の事前提供等ができるようコーディネートを行う（資料1）。困難性の解消のために、学習支援用の機器としてFM補聴システム等の補聴援助機器やノートパソコン等を用いた教材提示機器・ビデオ教材への字幕挿入装置等が整備されてきた。そして現在では、筑波技術大学三好茂樹准教授開発の「遠隔情報保障システム T-TAC Caption」での

授業の文字情報支援も個々のニーズに応じて活用されている。いずれの機器類も教室間の移動が極力可能なものが選定されている。

健聴生でも高等学校の授業を漫然と聞いて理解するのは困難なことがあり、常に積極的な姿勢を持ち、「みて、聞いて、考えて分かりやすく、わからないことを訊ねることができる」ことが大切にされている。そのために聴障生自身が事前の情報収集や疑問点の確認、補助機器の積極的活用等「学習に向かう積極性」を持てるよう、生徒全体を含めた支援に努めている。個々の聴障生の積極的な姿勢は、教科担当教員やクラスメートとの良好な人間関係づくりにもつながり、隣席の健聴生からの学習場面での協力も得られる。そのような人間関係づくりは、高価な支援機器以上に有効な援助になることも少なくない。

(iii)行事でのきこえの保障

学校・学年行事では、プレゼンテーション機器による要約筆記・文字情報提示や手話通訳等を利用して、きこえの保障を行う。必要な情報の入手等の準備の中で聴障生自身ができるところは自主的に行い、「聞きたい・知りたい」という積極性が発揮される。ここでも教師や生徒相互の間で体験をとおして学ぶことができる。

(iv)コミュニケーション指導

聴障生は毎週1回放課後にミーティング活動を行い、きこえの保障の準備作業を行ったり、お互いの悩みや問題を話し合い、コミュニケーションに必要なことを学び、様々な困難があっても、積極的に先生や健聴生とコミュニケーションできる力を身につけていく。その基本は次の3つとされてきた。

- ① 自分の考えをしっかりと相手に伝える。
- ② 相手の立場や気持ちを理解して話を聞く。
- ③ 同じ障害のある者同士が相互に理解しあう。

聴障生や健聴の手話部員は部活動や補習等忙しい高校生活の中で、聴覚障害教育の重要な指導時間としてスケジュールを調整してミーティングに参加する。この指導も教育課程上定められたものではなく、聴障生本人の自覚の下で参加することされている。個々の聴障生に対して、自らの学習やコミュニケーションに対する課題意識を高めるよう、日々の学校生活の中で働きかけ、予定を調整して自主的な参加を促すことが聴障生自身の障害認識を深める上での第一歩となる。

(v)聴覚障害に関する指導

自分の障害について正しく知ることが、自分を理解してもらうためには大切である。山城高校では手話弁論大会などをとおして、聴障生自身が自らの考えを発表する機会を設け、自分の障害について正しい知識をもつよう学習を行っている。耳の構造や機能、福祉制度や福祉機

器、聴覚障害者のコミュニケーション手段、聴覚障害者の進路、あるいは広く障害者や社会問題について等である。また各学年での聴覚障害教育アッセンブリー・文化祭での手話部と聴障生の発表などの活動をとおして、全校生徒への聴覚障害の理解・啓発に努めている。

さまざまな活動において聴障生が主体的に参画し、健聴生にはたらきかけることで、さらに自己の障害を正しく認識し、自らを取り巻く環境を、より理解あるものにするように取り組んでいる。以下に資料2として主な行事等を示す。

資料2. 聴覚障害教育関係行事（平成20年度）

行事名	時期	対象	内容
聴覚障害教育オリエンテーション	4月	新転任教職員 第1学年	聴覚障害についての基礎的理解を図るための講話
聴覚障害教育アッセンブリー	4月	第3学年	障害者問題に関する講演会 聴覚障害者のコミュニケーションを扱ったビデオ学習 聴障生のスピーチ 聴覚障害についての理解指導
	5月	第2学年	
聴覚障害教育研修	6月 2月	全教職員	聴障生のコミュニケーション手段について他
聴覚障害生徒交流学習会（聴障合宿）	7～8月	聴障生 手話部員	学校生活上の諸問題とその克服をめざす討論会・障害や福祉などについての学習会他
文化祭 手話・聴覚障害講座	9月	聴障生 手話部員	学校生活上の諸問題を通じた聴覚障害への理解啓発活動
手話弁論大会	11月	聴障生・手話部員 他希望者	高校生としての主張を弁論にまとめ、スピーチと手話による発表

5. 今後の課題・展望

(1) 障害の重度・多様化

京都の聴覚障害教育機関は、概ね図1に示すような乳幼児から成人に至るまでのシステムとなっている。その成果により重度・最重度の聴覚障害であっても、高等学校に進学できるようになった。なかでも、山城高校の聴障生の聴力やコミュニケーション上の困難性等は重度化し、補聴器からの音声と口形の読みとりだけでは、学習指導での説明や指示を円滑に理解できないことがある。個々の障害観にも多様化がすすみ、音声コミュニケーション支援を求める生徒がいる一方で、手話コミュニケーションの環境整備を求める生徒も存在するようになっている。障害による困難性についての自己認識やコミュニケーションに対する姿勢、聴覚活用の状況などが異なるため、お互いのコミュニケーションについて理解し合う機会が、以前にも増して重要となっている。

(2) 教職員の専門性

多様なコミュニケーションモードの理解とその活用を要する聴障生の現状から、山城高校では聴力・補聴器管理から、読話への配慮や手話の活用等のコミュニケー

ション支援にいたる指導が必要となる。

山城高校に聴覚障害教育の体制整備がすすめられた理由の一つが、地理的に府立聾学校に近く、日常の連携が容易なことがある。その地の利を生かし、教職員が聴覚

高等学校		山城高 ⁺ 等学校	聾学校 ⁺ 高等部
中学校		二条中学校 ⁺ 難聴学級	聾学校 ⁺ 中学部
小学校	通級 指導 教室	二条城北小学校 ⁺ 九条弘道小学校 ⁺ 難聴学級	聾学校 ⁺ 小学部
	幼稚園 ⁺	聾学校幼稚部・乳幼児教室 ⁺	
保育園 ⁺	京都市児童福祉センター ⁺ うさぎ園		

図1. 京都の聴覚障害教育機関

障害教育への基本的知識・技能を持てるよう、日常の交流や実践を通じた研修を継続・充実させる必要がある。

(3) 他校への支援ニーズの広がり

2014（平成26年）年度より京都府公立高校入試制度が変更され、京都市内の各高校で合否判定を行う単独選抜となった。山城高校への直接出願することが可能となった一方で、高校入試情報等によると山城高校の合否ラインは制度変更以前より高くなったとされている。确实な公立高校入試合格を求め、ここ数年他の公立高校に入学する聴障生が増加し、山城高校の聴障生は相対的に減少している。

この山城高校以外の公立高校において同様の支援ニーズが広がっている状況は、「聴覚障害教育は山城高校に一極集中するのではなく、ひとつのパイロット教育として全高校に広めること」を意図した1971年当初の目的が現実となってきたものと理解できる。

6. まとめ

2015年文部科学省は、「高等学校における特別支援教育の推進に関する調査協力者会議」を設置し、高等学校における特別支援教育のあり方について検討を行い、2018年度には「高等学校における通級による指導」の導入を行うこととしている（高等学校における特別支援教育の推進に関する調査協力者会議2016）。また、こうした検討を背景として、全国都道府県教育長協議会は『高等学校における特別支援教育の推進（障害者差別解消法

を踏まえた特別支援教育の推進』と題した調査報告を刊行し、「体制整備」「合理的配慮の提供」「自立支援につながる指導」の3点にわたって今後の課題を示している(全国都道府県教育長協議会 2017)。文部科学省の「高等学校における特別支援教育の推進について」の資料には、公立高等学校の入試での「配慮」の状況を示したものがあるが、なかでも「聴覚障害」にかかわる配慮事例は、996件(全体2607件)で最も多く(平成27年度)、年々増加している。こうした取り組みの推進は、障害者権利条約をうけて、障害者基本法の改正、障害者差別禁止法の制定などに基づくものである。同時に、高等学校における障害のある生徒に対する取り組み、高等学校全体での特別支援教育の体制づくりの教訓を汲み上げて、さらに発展させるものとするのが求められている。

山城高校での聴覚障害教育は、今日の特別支援教育の理念を先取りした形で進めてきたものといえる。それは聾学校や難聴学級・通級指導教室等の聴覚障害教育の成果に支えられ、聴障生や保護者の熱意・努力とそのニーズに応え、教育行政や校内で理解支援、地域の聴覚障害教育機関の連携によって実現したものである(本庄2005)。

聴障生に対する教育支援には教職員の専門性の維持や特別支援に関わる教育施設・設備の維持等が不可欠であり、全ての高等学校に同様の体制を設けることは困難である。聾学校の聴覚支援センターが聴障生在籍の高校に個々の支援を行う方法もあるが、聴障生自身が個々のニーズの多様性を相互に理解し合うには、同世代の聴障生の集団が重要である。青年期を迎える高校時代に相互理解できる集団を作りあげていくプロセスは、将来社会で出会う人に対する、より積極的なコミュニケーション意欲を育む場になると考えられるからである。

これまでの山城高校の実践は、聴障生が「ゆるやかな集団で」「個々に困難に直面し」「仲間の聴障生のやり方を見ながら」「教師や健聴生、そして聴障生相互に折り合いをつけながら」「自分自身で困難を軽減・解消する」という過程を体験できる場をコーディネートしてきた。

山城高校では聴覚障害への理解促進、聴覚障害教育の視点からの授業の工夫改善、学校行事等での支援の充実、教室環境の整備などに聴障生が周囲の生徒や教職員と共に取り組むことを大切にしてきた。現在在籍する聴障生

は減少しているが、支援ニーズが減少しているものではなく、前述したような事情により周辺の公立高校へ広がった結果である。今後は山城高校の成果を生かし、聴覚支援パイロット校として他校も含めた聴障生のゆるやかな集団づくりをコーディネートするなど、現在の高校事情にあった支援体制の構築が望まれる。その推進においては特別支援学校のセンター的機能を生かし、聾学校の聴覚支援センターと協同した取組が重要であると考え

引用・参考文献

- 青木嗣夫・清水寛, (1976), 君がいてぼくがあるー共同教育を志向する実践, ミネルヴァ書房, pp.59-71
- 本庄良一, (2005), 「高校事例 校内支援体制の現状, での支援についてー」, 特別支援教育のすすめ方 子どもの個性輝く学校・園づくり, 日本文教出版, pp.26-28
- 本庄良一, (2008), 「京都府下の聴覚障害教育支援Ⅱー聴覚障害教育の基礎知識ー」, 京都聴覚障害教育研究会研究紀要, pp.5-9
- 高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議, (2006), 高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について(高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議報告, 文部科学省 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/03/1369191.htm, 2017年12月1日閲覧
- 佐瀬駿介, (1975), 「青年期における労働・文化条件と民主的主権者としての成長の課題」, 児童問題講座7 障害児問題, ミネルヴァ書房, pp.78-92
- 玉村公二彦, (2006), 「国連における『障害者の権利条約』審議の進展とその特徴」, 手話通訳問題研究, 第95号, pp.2-7
- 玉村公二彦, (2007), 「コミュニケーションの自由と社会政策」, 手話通訳問題研究, 第101号, pp.36-42
- 全国都道府県教育長協議会第1部会, (2017), 高等学校における特別支援教育の推進(障害者差別解消法を踏まえた特別支援教育の推進), 全国都道府県教育委員会連合会, pp.76-79